

保護者各位

栃木県立栃木工業高等学校長 湯澤 修一

学校感染症による出席停止と治癒証明書の提出について

学校感染症にかかった場合は、本人の健康回復と他の感染防止のために出席停止となりますので、医師の指示に従い休養してください。この期間については、通常の欠席からは除外されます。登校の際は、以下の点にご注意いただき、書類を担任にご提出ください。
つきましては、感染症で欠席される場合は、下記のようにお願いします。

① 感染が確認された時点で、必ず学校にご連絡ください。(0282-22-4138)

② 感染症にかかったことを証明できる書類の提出

〈インフルエンザの場合〉

- 本校の様式による「**治癒証明書**」ご利用ください。
- 必ずしも、医療機関の証明をいただくものではありません。

保護者記入の場合は、受診を証明できるもの(調剤説明書のコピー等)を必ず添付してください。

〈インフルエンザ以外の感染症の場合〉

- 本校の様式による「**治癒証明書**」または「**医師の診断書**」
- 上記以外でも、診断名、治療期間がわかり、医師の印があれば結構です。

※証明書は栃工高HPからもダウンロードできます(保護者の方へ→保健室より)

③ 提出時期

- 登校時に提出

登校時が原則ですが、困難な場合は、後日提出していただいても結構です。

*出席停止となる感染症の種類

病名	出席停止の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が、か皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
結核	症状により、学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
その他、学校で流行が起こった場合、または流行のおそれがある場合、流行を防ぐため、出席停止の措置が必要となりうる感染症があります。(感染性胃腸炎など)	